

## 公告

下記工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年8月1日

公立学校共済組合福岡支部長 寺崎 雅巳

### 1 工事名

公立学校共済組合福岡宿泊所レインボーホール空調設備改修工事

### 2 工事場所

公立学校共済組合福岡宿泊所「福岡リーセントホテル」  
福岡市東区箱崎2-52-1

### 3 工事概要

2階レインボーホールの空調設備の改修を行う。

### 4 工期

契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

### 5 工事の発注方式

- (1) 本工事は、最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用する。
- (2) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）を設けている。

### 6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

#### (1) 入札手続に関すること

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号  
公立学校共済組合福岡支部 総務係（福岡県庁行政棟4階）  
電話番号 092-643-3868

#### (2) 工事（現場の下見等）に関すること

〒812-0053 福岡市東区箱崎2-52-1  
公立学校共済組合福岡宿泊所 管理課  
電話番号 092-641-7741

### 7 入札参加条件

令和7年8月1日現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。
- (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）

第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所又は従たる営業所を、福岡県内に有すること。
- (6) 建築一式工事又は管工事について、令和7年度福岡県入札参加資格者名簿の業者等級別格付がAA又はAであること。
- (7) 建築工事業又は管工事について監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること（専任は要しない。ただし、調査基準価格を下回った価格で契約する場合を除く）。監理技術者とは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者をいう。

（注意）

「監理技術者及び主任技術者」は、所属建設業者と入札申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

## 8 入札説明書の交付

本公告上において、令和7年8月28日まで掲載する。

## 9 入札参加申請書の提出期限

令和7年8月20日（水）16時

提出方法は直接又は郵便（書留郵便に限る。期限内に必着のこと。）

なお、入札参加の確認結果は後日通知するものとし、入札に参加できないと決定された者については、理由の説明を求めることができる。

## 10 仕様等に関する質問の期限

令和7年8月22日（金）16時

仕様に関する質問は、必ず書面（ファックス可）にて提出すること。

FAX番号 092-632-2880

## 11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

### (1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁行政棟4階  
公立学校共済組合福岡支部

### (2) 提出期限

令和7年8月27日（水）16時

### (3) 提出方法

直接又は郵便（郵便書留に限る。提出期限内必着）で行う。

## 12 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（小明細までの記載のもの。以下同じ。）の提出を求める。

工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

## 13 低入札価格調査票の提出

入札に際し調査基準価格を下回る入札をする者（以下「低入札価格入札者」という。）は、その

価格をもって契約内容に適合した履行ができることを示す低入札価格調査票（以下「低入札価格調査票」という。）を入札時に提出すること。

#### 14 開札の場所及び日時

##### (1) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県庁行政棟 4 階南棟 教育総務部別室

##### (2) 日時

令和 7 年 8 月 2 8 日（木） 1 0 時

#### 15 契約保証金について

契約金額の 100 分の 10 以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは 100 分の 30 以上）の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に公立学校共済組合福岡支部を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは 100 分の 30 以上））を締結し、その証書を提出する場合

(2) 保険会社等と工事履行保証契約（契約金額の 100 分の 10 以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは 100 分の 30 以上））を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

#### 16 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、19 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がないもの、または、入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(7) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(8) 入札書の日付のないもの、又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

(10) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

(11) 低入札価格入札者において、低入札価格調査票の提出がない入札

#### 17 失格基準価格

福岡県建設工事低入札価格調査試行要領第 7 条に基づき、失格基準価格を下回った価格で入札を行った者は、低入札価格調査を行わずに失格とする。

調査基準価格の 110 分の 100 に相当する金額を調査基準比較価格とし、これに 100 分の 99 を乗じ、千円未満を切り上げた額を失格基準価格とする。

#### 18 落札者の決定の方法

##### (1) 落札者の決定方法

ア 予定価格と失格基準価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもつ

て有効な入札を行った者を落札候補者とする。

- イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が二人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - ウ 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。
  - エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。
  - オ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、その者を落札者として決定する。
  - カ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認めるときは、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。
- (2) 落札者が決定した場合は、直ちに入札書の提出を行った者に対し通知するとともに、当該入札結果を落札決定の翌日から公立学校共済組合福岡支部のホームページに掲載する方法により公表する。

## 19 落札候補者がいない場合の措置

開札をした場合において落札候補者がいない場合は、再度の入札を行う。入札者又はその代理人のすべての同意が得られれば直ちにその場で行う。

## 20 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第3項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額（税込み）の10分の3以上とすること。
- (2) 契約書第52条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額（税込み）の10分の3とすること。
- (3) 本工事で配置する主任技術者又は監理技術者は専任とし、契約書第10条第2項に規定する現場代理人との兼務は認めないものとする。
- (4) (3)において、現場代理人は、他工事との兼務は認めないものとする。

## 21 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者は、契約の締結に当たって、工事請負契約書第45条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請人としめないこと等について誓約する誓約書の提出をすること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。
- (6) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合のほかやむを得ない理由が生じた時には、入札を取り止める場合がある。
- (7) 本工事以降の他の工事の開札において、重複受注の制限が設けられた工事等落札者の決定に影響がある場合、以降の開札について、落札者の決定を保留することがある。
- (8) 申請書、技術資料に虚偽の記載をした場合、指名停止を行う場合がある。また、虚偽の記載をた者が行った入札は無効とし、この者を落札者としていた場合は落札者決定を取り消す場合がある。
- (9) 低入札価格調査について、虚偽の書類を提出したと認められた場合は、その者の入札を無効とする。